

# 規 則

「千曲市保養センター条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和8年3月25日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第12号

## 千曲市保養センター条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市保養センター条例施行規則（平成15年千曲市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「（白鳥園については、第2条に掲げる施設を除く。以下同じ。）」を削り、同条を第2条とし、第5条を第3条とする。

第6条中「第9条」の次に「及び第12条」を加え、「保養センター利用料金減額・免除申請書（様式第2号）を、市長」を「千曲市保養センター利用料金減額・免除申請書（様式第2号）又は千曲市保養センター白鳥園施設利用申請書及び利用料金減額・免除申請書（様式第3号）を、指定管理者」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

（白鳥園福祉風呂の利用申請及び許可）

第5条 条例第10条の規定により、白鳥園の福祉風呂の利用許可を受けようとする者は、千曲市保養センター白鳥園福祉風呂利用申請書（様式第4号）を、指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請を許可するときは、千曲市保養センター白鳥園福祉風呂利用許可書（様式第5号）を交付する。ただし、利用料金の領収をもって許可にかえることができる。

（白鳥園地域交流室及び芝生広場の利用申請及び許可）

第6条 条例第10条の規定により、白鳥園の地域交流室及び芝生広場を専用して利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、千曲市保養センター白鳥園施設利用申請書及び利用料金減額・免除申請書（様式第3号）を、利用しようとする日（以下「利用期日」という。）の60日前から利用期日の5日前までにあらかじめ指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請を許可するときは、千曲市保養センター白鳥園施設利用許可書（様式第6号）を申請者に交付する。
- 3 前項の許可書には、条件を付することができる。

第7条から第9条までを削り、第10条を第7条とする。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

つるの湯 利用料金

大人 (12歳以上)

\_\_\_\_\_ 円

竹林の湯 利用料金

大人 (12歳以上)

\_\_\_\_\_ 円

つるの湯 利用料金

中人 (6歳以上12歳未満)

\_\_\_\_\_ 円

竹林の湯 利用料金

中人 (6歳以上12歳未満)

\_\_\_\_\_ 円

つるの湯 利用料金

小人 (6歳未満)

\_\_\_\_\_ 円

竹林の湯 利用料金

小人 (6歳未満)

\_\_\_\_\_ 円

つるの湯 利用料金 (減免)

市民65歳以上・障がい者等

\_\_\_\_\_ 円

竹林の湯 利用料金 (減免)

市民65歳以上・障がい者等

\_\_\_\_\_ 円

白鳥園 利用料金

大人 (12歳以上)

\_\_\_\_\_ 円

白鳥園 利用料金

中人 (6歳以上12歳未満)

\_\_\_\_\_ 円

白鳥園 利用料金

小人 (6歳未満)

\_\_\_\_\_ 円

白鳥園 利用料金 (減免)

市民65歳以上・障がい者等

\_\_\_\_\_ 円

千曲市保養センター利用料金減額・免除申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

申請者 住 所 千曲市

氏 名

生年月日

連絡先（電話）

千曲市保養センター（つるの湯・佐野川温泉竹林の湯・白鳥園）を利用したいので利用料金を減額・免除してください。

減額・免除理由

区 分	利用料金	該当欄に○印をする
満65歳以上	円	
身体障害者障害手帳1級、2級、3級、介護者	無 料	
身体障害者障害手帳4級、5級、6級	円	
療育手帳A1、A2、介護者	無 料	
療育手帳B1、B2	円	
精神障害者保健福祉手帳1級、2級、介護者	無 料	
精神障害者保健福祉手帳3級	円	
児童扶養手当支給要件を満たす者、扶養者	無 料	

備 考	家族が申請を行う場合は、減免を受ける者の氏名を記載する。 児童扶養手当の減免については、支給要件を満たす児童及びその児童を扶養している者の氏名を記載する。
-----	--

利用証交付番号	No.
---------	-----

様式第3号 (第4条、第6条関係)

受付番号	受付年月日

千曲市保養センター白鳥園施設利用申請書及び利用料金減額・免除申請書

※太枠に囲まれた部分に必要な事項を記入のうえ、提出してください。

年 月 日 (宛先) 千曲市保養センター 白鳥園指定管理者 次のとおり利用を申請しま す。	申 請 者	住 所				
		団体名				
		責任者 氏 名		連絡先		
利 用 目 的						
利 用 場 所						
利 用 期 日	年 月 日 ~		年 月 日			
利 用 時 間	時 分 ~		時 分			
利 用 人 員	人					
減 免 理 由						
備考	1 ※印欄は、記入しないでください。 2 利用時間は、準備から片付けまでの時間を含みます。 3 共催がある場合は、共催があることが確認できる書類を添付してください。 4 イベント・事業等の内容がわかる書類を添付してください。					
※共 催	有・無	※入場料の徴収	有・無	※営利事業	有・無	
※利用料金	円	※減免	有・無	※減免理由		
※減免後 の使用料	円	※減免率	/100			

上記により許可してよろしいでしょうか。				処 理	
許可日	係	係 長	課 長	許可書発行	台帳記入
・					

千曲市保養センター白鳥園福祉風呂利用申請書

年 月 日

（宛先）千曲市保養センター白鳥園指定管理者

申請者 住所

氏名

連絡先（電話）

千曲市保養センター白鳥園の福祉風呂を利用したいので申請します。

利 用 年 月 日	年 月 日
利 用 時 間	時 分 ～ 時 分
福祉風呂利用の場合 12歳以上の利用者数	人
※事務処理欄 料 金	

注意事項

- 1 使用時間は、1時間単位となります。（端数が生じた場合は切り上げます。）
- 2 福祉風呂の利用は、1組につき1,000円/時間ですが、介護者等が他の浴室を利用するときは、別途利用料金が必要となります。また、12歳以上の者については、別途入湯税1人につき50円をお預かりします。
- 3 福祉風呂の利用許可については、料金の領収をもって代えます。

様式第4号の次に次の様式を加える。

様式第5号 (第5条関係)

千曲市保養センター白鳥園福祉風呂利用許可書

年 月 日

様

千曲市保養センター白鳥園指定管理者

年 月 日付けの申請について、次のとおり許可します。

使 用 年 月 日	年 月 日
使 用 時 間	時 分 ~ 時 分
12歳以上の利用者数	人
利 用 料 金 (入湯税を含む)	円
利用上の注意	

様式第6号 (第6条関係)

受付番号	受付年月日

千曲市保養センター白鳥園施設利用許可書

年 月 日 次のとおり利用を許可します。 千曲市保養センター白鳥園 指定管理者	申請者	住所				
		団体名				
		責任者 氏名		連絡先		
利用目的						
利用場所						
利用期日	年 月 日 ~ 年 月 日					
利用時間	時 分 ~ 時 分					
利用人員	人					
減免	有・無	該当条項		減免率	/100	
利用料金	円		減免後の 使用料	円		
利用条件等						

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。